

公 示

公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業に係る運行記録計による記録について

平成20年4月25日

北陸信越運輸局長 有野 一馬

旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）第26条第2項の規定に基づく地方運輸局長が指定する地域を下記のとおり定めたので、運輸規則第26条第3項の規定に基づき公示する。

記

1. 運輸規則第26条第2項の規定に基づき地方運輸局長が指定する地域
新潟交通圏（新潟市A（新潟市のうち、平成17年3月21日合併前の新潟市及び平成17年3月21日に編入された旧豊栄市、旧中蒲原郡亀田町の区域）、北蒲原郡聖籠町の区域）
2. 運輸規則第26条第2項の規定に基づき地方運輸局長が定める日
平成21年4月1日
3. 運輸規則第26条第2項に基づき地方運輸局長が運行記録計による記録を要しないと認める場合
 - （1）乗務する事業用自動車が、福祉輸送サービスに使用する特殊車両である場合
 - （2）乗務する事業用自動車がハイヤー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第2項で規定するハイヤーをいう。以下同じ。）である場合及び運送の引き受け形態がハイヤーと同様のものである場合

附 則

1. 本公示は、平成20年4月25日から適用する。